ヤングケアラー支援対応ガイドライン 大切な人のために頑張っている子どもたちに 私たちができること

海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会 令和7年4月

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった様々な社会的背景が、子どもの暮らしにも影響を及ぼし、家族のケアのために、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負う「ヤングケアラー」の存在が顕在化してきました。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に 自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造 となっています。

まずはわたしたち福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携 して早期に発見し支援につなげる必要があります。

そこで、海老名市では、令和3年9月に分野横断的な連携組織として「海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会」(以下「連絡会」といいます。)を立ち上げました。

同年 10 月に、関係機関職員の認識を深めるため、ヤングケアラー講演会を開催し、12 月には市内の実態を把握するために、実態調査を行いました。

この調査は、ヤングケアラーやその家庭に接する可能性のある関係機関を対象に、ヤングケアラーに対する職員の認知度や、実際にヤングケアラーがいるかどうかについて尋ねたものです。(調査結果の概要は後の章にてご紹介します。)

調査の結果、市内にもヤングケアラーが存在すること、また、家庭環境やケアの状況などがある程度把握できました。

また、回答いただいた方からは、「いわゆる"家のお手伝い"と"ヤングケアラー"の線引きが難しい。」、「発見したらどこにつなげたらよいのかわからないのが不安だ。」などの意見があり、課題が明確になりました。

市では、令和 4 年度の取り組みとして、連絡会において関係者の気づきのためのポイントを示した「気づきシート」の作成、発見から相談機関へつなげるフローについて検討しました。

本ガイドラインは、こうした検討の結果や、ヤングケアラーを支援する際に配慮いただきたい点などを広く関係機関にご紹介するために作成しました。

1 人でも多くの方が手に取り、ヤングケアラーへの認識を深めるとともに、ヤングケアラーの声なき声に気づくことができる視点を持っていただきたいと願っています。

ヤングケアラー支援対応ガイドライン 大切な人のために頑張っている子どもたちにわたしたちができること

目次

1	ヤングケアラーを正しく「理解する」・・・・・・・1
2	ヤングケアラーの心に「寄り添う」・・・・・・・2
3	海老名市内の実態を「知る」・・・・・・・・・3
4	いち早く「発見する」 ・・・・・・・・・6
5	相談機関に「つなぐ」・・・・・・・・・・ 12
6	関係機関から、"支援の糸"を「のばす」・・・・・14
7	子どものSOSを「受けとめる」 ・・・・・・16
8	資料編 •••••••18



ヤングケアラーを正しく「理解する」

1-1 ヤングケアラーの定義

令和6年6月の『子ども・若者育成支援推進法』の改正の中で、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことを「ヤングケアラー」として、各種支援に努めるべき対象だと明記されました。ヤングケアラーが行うケアとして、具体的には、以下のものが想定されます。

? ヤングケアラーって?

≪こども家庭庁ホームページより≫

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。 責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族 に代わり、買い物・料理・掃 除・洗濯などの家事をして いる。



家族に代わり、幼いきょう だいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょう だいの世話や見守りをして いる。



目の離せない家族の見守り や声かけなどの気づかいを している。



日本語が第一言語でない 家族や障がいのある家族 のために通訳をしている。



家計を支えるために労働を して、障がいや病気のある 家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンプル問題を抱える家族に対応 している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病を している。



障がいや病気のある家族 の身の回りの世話をして いる



障がいや病気のある家族 の入浴やトイレの介助を している。

1-2 ヤングケアラーの定義の中の「過度に」について

ヤングケアラーの定義の中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものであることとされています。

また、このような成長・発達に必要な時間が奪われることと併せて、出口のないケアという"トンネル"の中にいて、希望を見失い、自分自身の将来像が描けないお子さんもいます。

ケアラーではない他の子どもたちと同じライフチャンスをもち、心身の健やか な成長や発達が図られるように支援されることが不可欠です。



ヤングケアラーの心に「寄り添う」

2-1 ヤングケアラーは「悪いこと」ではない

家族のケアは必ずしも「悪いこと」ではありません。

「家族の笑顔のためにやっていること。」「家族のケアをとおして、将来自分のやり たいことが見つかった。」など、プラスの影響も期待できます。

また、「かわいそう」など哀れに思われることを嫌がるお子さんや、ケアを否定されると、自分のしてきたことも否定されたように感じるお子さんもいます。

ヤングケアラーだと気付いても、まずはそのお子さんがどんな「想い」を抱いているのかを知り、その気持ちを尊重する必要があります。

2-2 ヤングケアラーは「自覚」がない

子どもは、よその家庭の状況を知らないため、自分のおかれた日常を「当たり前」 だと感じていることが少なくありません。

子どもたち自身にも、ヤングケアラーの認識を普及啓発する必要があります。

2-3 ヤングケアラーは「SOS」を発信しにくい

令和 3 年度に市内の中学生を対象として行われた実態調査では、悩みを相談した経験がないお子さんが約 74%、その理由は「誰かに相談するほどの悩みではないから」が約 85%でした。

ケアの負担感などを周囲に相談してもいいのだということを知らない子どもが 少なくありません。たとえ相談先を知っていたとしても、子どもが、市役所窓口 や相談機関に相談するということは、とても勇気のいることだということを理解 しましょう。子どもに最も身近で信頼関係のできた大人が、子どもの気持ちを受 け止めてあげることが大切です。

2-4 ヤングケアラーの「孤独」や「葛藤」を理解する

日頃から大人の役割を担っていることで、大人びていることがあり、他の子ども と話が合わなかったり、同年代の子どもと遊ぶ時間が少なかったりすることで、 孤立感を感じやすいと言われています。

また、自分の境遇や介護している家族などに対して生ずる、マイナスの感情に、 罪悪感や葛藤を抱いているお子さんもいます。ヤングケアラーに対し、「えらいね。」 「親孝行だね」など、良かれと思ってかけた言葉が、子どもたちの葛藤を深め、 本音や弱音を吐露することができなくなる場合があると言われています。

時には、そんなマイナスの感情も含めた子どもの"想い"をまるごと受け止め、 気持ちに寄り添い、一緒にその将来を考えたり、助言をするなど、伴走型の支援 を試みてみましょう。一歩踏み込んで子どもの心に触れてください。

「あなたは一人じゃない。もっと大人を頼って。」と伝え続けましょう。

海老名市内の実態を「知る」

令和3年度、市は小中学校の教員をはじめ、介護や障がいの事業所や相談 支援機関など、ヤングケアラーの家庭に接する可能性のある関係機関を対象 に、実態調査を実施しました。344の機関(事業所)に所属する1,724 人の方に回答いただきました。

同時に、市教育委員会では、市立中学校の3,363人の生徒全員を対象と したアンケート調査を行い、3.012人の生徒から回答を得ました。

まだ、関係者にも中学生自身にも、ヤングケアラーの認識が曖昧な状況で 実施した調査のため、正確な実態とは言えませんが、少なくとも一定数のヤ ングケアラーが、私たちの身近にもいることを知ってください。

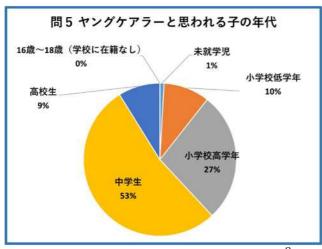
3-1 関係機関(周囲の大人)の認知度、実態把握

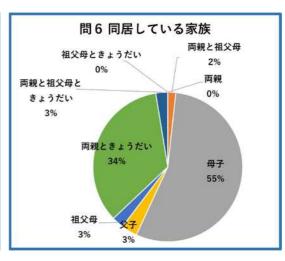
「ヤングケアラーに該当すると思われる子どもがいますか」という問いを皮切 りに、そのお子さん自身や家庭の実態を把握するための質問を設けました。

調査に当たっては、まず関係機関のヤングケアラーに対する認知度を聞きまし た。結果は全体の認知度が80%で、小中学校の教員や学童、ケースワーカーなど は90%以上の高い割合となりました。今後はこの認知度を限りなく100%に近 づけるため、さらなる周知啓発が必要です。

【主な結果】

- (1) ヤングケアラーと思われる子どもの数…のべ93世帯、116名
- (2) 年代…①中学生60名 ②小学校高学年30名
- (3) 世帯構成…①母子世帯55% ②両親と兄弟の世帯34%
- (4) ケアをしている家族…①弟妹38% ②母32%
- (5) ケアの内容(複数回答)…① 弟妹の世話55人 ②家事48人

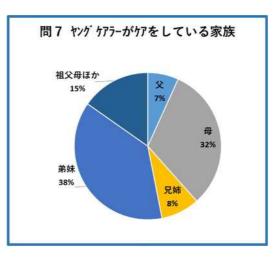


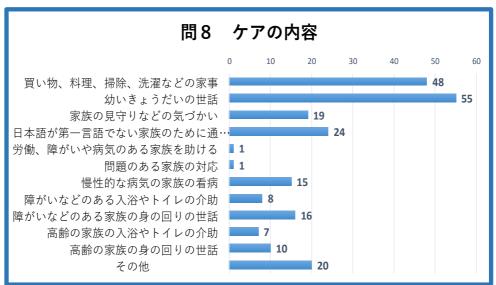


3-2 調査結果から読み解く

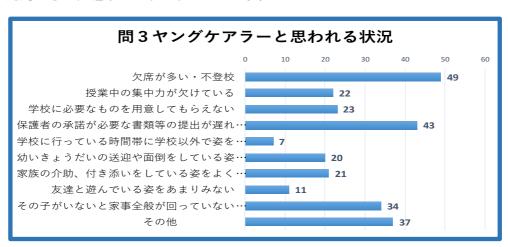
調査結果からは、世帯構成別では 「ひとり親家庭」に多く存在するとい うこと、ケアの内容は「幼い弟や妹な どの世話」が多いということなど傾向 が明らかとなりました。

「もしかしたら」という気づきの ヒントや支援策を研究する際の参考 として活用できるデータととらえて います。





ヤングケアラーの気づきのきっかけは、学校での欠席や不登校が最も多く、宿題 や書類提出の遅れなどを併せると、学校現場での発見の確率が高いことがわかり ます。学校だけでなく福祉や地域の大人の目で一人でも多くのヤングケアラーを 発見できる仕組みづくりが求められます。



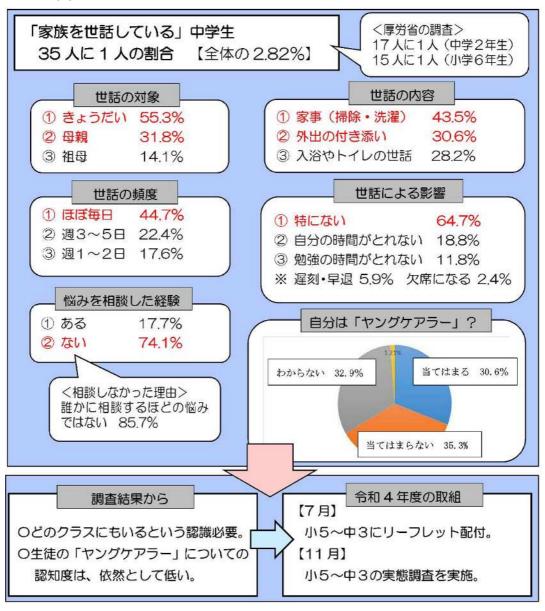
3-3 子ども自身の認識からみえてくること(中学生実態調査の結果から)

「お世話をしている家族がいる」と答えた85人中、自分はヤングケアラーであるとの認識している生徒は58人と、データに開きがありました。

「お手伝い」の域を超えない家事負担であるケースも考えられますが、ヤングケアラーと認識していない子どもが存在する可能性も考えられます。

今回の調査では「家族の世話をしている」中学生は35人に1人の割合で存在し、 概ね1クラスに1人はいるという結果が出ています。

また、悩みを相談したことがないと答えた生徒が74%以上いたことから、子どもが、自分のおかれた状況を当たり前の日常ととらえ、疑問や悩みを表出できない状況、「こんなことを相談してもいいのだろうか?」と相談を躊躇してしまう状況などが考えられ、生徒自身からSOSを発信することの難しさが明らかとなっています。



海老名市教育委員会中学生実態調査結果概要(令和4年1月7日~28日実施)

4

いち早く「発見する」

ヤングケアラーは、周囲の大人の気づきがとても重要です。

子どもは、自分からSOSを発信しづらいからです。

子どもや家庭とかかわりのある関係機関の大人が、常に<u>「もしかしたら、</u> ヤングケアラーかもしれない」という視点をもって接することが、早期発見 につながります。

子どもが子どもである時間は限られています。①誰もが ②わかりやすく ③同じ視点でヤングケアラーを発見できるツール「気づきシート」を利用して、お子さんからのSOSを見逃さないようにしましょう。

4-1 分野別「気づきポイント」

「気づきポイント」は、全ての分野共通のチェック項目もあれば、それ ぞれの分野ならではの独自の項目もあります。

日頃かかわりのあるお子さんやその家庭、近所で見かけるお子さんや その家庭など、少しでも気がかりな点があれば、下記の項目でチェックが つかないか、確認してみてください。

特に、☆マークは深刻な事態を示しています。一つでも☆マークがあったら、次のステップ「相談機関へつなげる」へ進んでください。

分野

教育

機関・団体	学校・学習支援・SSW・SCなど	
ポイント	☆本人の健康には問題なさそうだが欠席が多い。	
	☆家族のケアの負担を訴えている。	
	☆将来に対する不安や悩みを口にしている。	
	☆児童・生徒から相談があった。	
	☆以前に比べふさぎ込んでいる。	
	□不登校	
	口遅刻や早退が多い。	
	口保健室で過ごすことが多くなった。	
	口授業中の集中力が欠けている。または居眠りが多い。	
	口宿題や持ち物の忘れ物が多い。	
	□急に成績が落ちた。	
	口日頃から成績不振	

口学習意欲が低下している。
口しっかりしすぎている。
口優等生でいつも頑張っている。
口子どもに精神的な不安定さがある。
口保護者の承諾やサインの必要な書類の提出が滞る。
口学校に必要なものや提出物、収納金の忘れ物が多い(滞る)
口部活動を休みがちである。(やめたいと訴える。)
口修学旅行や学校の行事を欠席する。
口進路的な意向があらわされない。
口服装が乱れてきた。
口極端に痩せて(太って)きた
口学校に行っているべき時間に校外で姿を見かける。
(地域から、見かけたという情報提供があった。)
□街中で家族の介助をしている姿を見かける。
(地域から、見かけたという情報提供があった。)
口友達と遊んでいる姿を見かけない。
口ひとり親家庭である。

分野 保育

保育施設では、保護者に代わって幼い兄弟の世話をする様子を、また、学童保育ではお子さん自身の様子にも着目してください。

三里村13 1101	主体行く1500 1 これの日本のから、1 この自己の こくだこと 1			
機関・団体	保育施設・幼稚園・学童保育			
気づき	☆家族のケアの負担を訴えている。			
	☆将来に対する不安や悩みを口にしている			
	☆子ども自身から相談があった。			
	☆以前に比べふさぎ込んでいる。			
	口保護者に代わって、弟妹の送り迎えをしている。			
	口保護者に代わって、弟妹の所属する保育施設等との連絡を担っ			
	ている。			
	口保護者に代わって、弟妹の所属する保育施設等との連絡帳や必			
	要書類などの記入を行っている。			
	口保護者に代わって、保育施設等との面談に出席する。			
	口保護者に代わって、弟妹の身の回りの世話をしている。			
	口街中で、子どもたちだけでいる姿をよく見かける。			
	(地域から、見かけたという情報提供があった。)			
	口ひとり親家庭である			

分野 高齢介護・障がい・生活支援

機関・団体	介護事業所・ケアマネジャー・地域包括支援センター			
	障がい児童通所事業所・障がい者相談支援事業所			
	生活保護•自立支援•困窮者相談支援•母子父子生活支援•生活福			
	祉資金貸付・ケースワーカー			
気づき	☆家族に関する不安や悩みを口にしている。			
	☆家族のケアの負担を訴えている。			
	☆将来に対する不安や悩みを口にしている。			
	☆以前に比べふさぎ込んでいる。			
	☆実際に具体的なケアを担っている。			
	☆該当児童のほかに、介護を担う家族がいない			
	□大人の家族に代わって、事業所との連絡調整役を担っている。			
	口学校に行っているべき時間に在宅している。			
	口学校に行っているべき時間に街中で見かける。			
	口きょうだいの面倒を見ている姿を見かける			
	口子どもだけで過ごしていることが多い。			
	口ひとり親家庭である。			

分野 医療

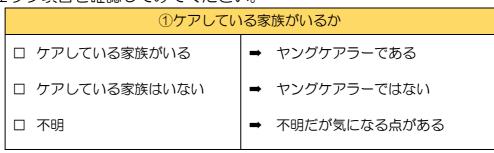
機関・団体	医療機関・訪問看護・在宅医療相談室		
気づき	☆学校に行っているべき時間に、子どもが親の受診に付き添って		
	いる。		
	☆学校に行っているべき時間に、子どもが在宅し、親の往診等に		
	立ち会っている。		
	☆家族に関する不安や悩みを口にしている。		
	☆家族のケアの負担を訴えている		
	☆将来に対する不安や悩みを口にしている。		
	☆該当児童のほかに、介護を担う家族がいない。		
	☆以前に比べふさぎ込んでいる。		
	口子どもに精神的な不安定さがある。		
	口子ども自身が必要な病院に通院・受診できていない。		

分野 地域

機関・団体	社会福祉協議会・民生児童委員・保護司・一般市民	
気づき	☆街中で、家族の介助をしている姿を見かけることがある。	
	- ☆家族に関する不安や悩みを口にしている。	
	☆家族のケアの負担を訴えている。	
	☆将来に対する不安や悩みを口にしている。	
	☆以前に比べふさぎ込んでいる。	
	口きょうだいの世話をしている姿を見かけることがある。	
	口子どもだけの姿をよく見かける。	
	口友達と遊んでいる姿をあまり見かけない。	
	口身なりが整っていないことが多い。(季節に合わない服装をして	
	いる。)	
	口学校に行っているべき時間に街中で見かける。	
	口子どもだけで食材等の買い出しをしているのをよく見かける。	
	口ひとり親家庭である。	

4-2 ケアしている家族を確認(ヤングケアラーかどうか)

もし、かかわりが深く、もう少し踏み込んだ情報を得られる場合は次の チェック項目を確認してみてください。



「ケアしている家族がいる」 と確認出来たら

4-3 ケアの状況を確認

ケアする家族がいる<u>(ヤングケアラーである)</u>と確認できた場合、さらにわかる範囲で具体的な状況を確認してください。

無理に聞き出さなくても大丈夫です。次につないだ相談機関が、関係機関と連携して、ご家庭の状況やお子さんの気持ちを確認していくことになります。

-				
②同居している家族				
□母親			父親	
□ 祖母			祖父	
ロ きょうだい ()人		その他()
	③ケアし	ている	多家族	
□母親			父親	
□祖母			祖父	
ロ きょうだい ()人		その他()
(④ケアしてに	ハる家	族の状況	
□ 高齢である			幼いきょうだいが多い	
□ 障がいがある			親が多忙である	
□ 疾病がある			経済的に苦しい	
□ 精神疾患(疑い)がある			生活能力・養育能力が低い	
□ 日本語が不自由			その他()
	⑤ ケス	アの内!	容	
口 身体的な介護			生活費の援助	
□ 情緒的な支援			通院や外出時の同行	
口 きょうだいの世話			金銭管理や事務手続き	
□ 家事			服薬管理・投与	
 □ 通訳(日本語・手話)			その他()

4-4 子ども自身が今の状況をどう思っているのか(最重要)

ヤングケアラーの支援は、子ども自身の気持ちを確認することが最も大切です。その場合、子どもが信頼できる大人が、子どもの気持ちに 寄り添いながら、その意向を尊重する姿勢が極めて重要となります。

支援者は、あせらず、じっくりと子どもの気持ちを引き出してみてください。

子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識している
□ 認識している
□ 認識していない
子ども自身が今の状況をどう思っているのか
ロ ケアにやりがいを感じている
ロ ケアを負担に感じている
□ 何らかの支援を求めている
今の状況を誰かに相談しているか
□ 話せている ⇒ それはだれか ()
□ 話せていない(気持ちを聞いて欲しいと思っている。)
口 話したくない
家庭への介入を了承しているか(保護者へ伝えてよいか)
口 伝えてよい
ロ 伝えないで欲しい
子どもの想い・希望
□ 家族のケアのためにあきらめて(がまんして)いること
□ 悩み・不安
 □ 将来の希望
│ │□ 支援して欲しいこと
□ その他

5

相談機関に「つなぐ」

「ヤングケアラーかも」と気づいたら、相談機関につなげましょう。

相談機関は調査などを行って、最初の発見者が得られなかった、詳しい情報を収集し、必要に応じてその先の支援を検討していきます。

でも、発見者は「つなげたらおわり」ではありません。

必要に応じて、それぞれ役割分担をして子どもや家庭を取り巻く関係機関が手を携えヤングケアラーを地域で見守り、支援していきます。

5-1 発見から相談までの流れ(フローチャート)

小中学校、学童保育、学習支援、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、 保育施設、幼稚園、介護事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター、障がい児通所 施設、障がい者相談支援事業所、生活保護、自立支援、母子父子生活支援、生活福祉資金 貸付、ケースワーカー、医療機関、

訪問看護、在宅医療相談室、社会福祉協議会、民生児童委員、保護司、市民など

「ヤングケアラー」かも…

「気づきポイント」にチェックがついたら

アセスメント (家庭の状況、ケアの状況、子どもの意向など) 確認 ★確認できなくても結構です★

相談機関につなぐ

教育支援センター (えびりーぶ) 電話 046-234-8764

<u>小・中学校から</u>の連絡を受け付け、 管理台帳に仮登録します。 子育て相談課(こども家庭相談室) 電話 046-235-4825

小・中学校以外の様々な機関から の連絡 を受け付け、管理台帳に仮登録します。



ヤングケアラー相談支援担当者会議

両機関が受理したケースについて、学校情報、 家庭の情報等互いの情報を持ち寄り照らし合 わせて詳しい状況を確認します。



5-2 相談受理から支援までの流れ(フローチャート)[参照:資料編8-1]

ヤングケアラーの詳しい状況や、子どもの意向などが確認出来たら関係機関の連携による、本格的な支援が始まります。



ヤングケアラー支援対応連絡会

代表者会議

各関係機関の代表者が集まり、個別事例の支援経過について検討し、ヤングケアラー支援の課題や必要な支援策など、効果的な支援体制について話し合います。

作業部会

関係機関の実務担当者が集まり、仮登録台帳をもとに、 家庭の状況や支援の必要性を話し合う場です。

支援の必要性が認められたら、ヤングケアラーとして管理台帳に正式登録され、具体的な支援が始まります。

【連絡会構成員】

福祉政策課、生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、 介護保険課、教育支援課、学び支援課、社会福祉協議会、子育て 相談課

個別支援会議

ヤングケアラーとして正式に登録された個別ケース にかかわる機関の専門職が、相談機関の要請に応じて集 まり、具体的な支援の導入やサービスの調整について話 し合う場です。

(例)介護支援専門員、障がい者相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、小中学校教諭、地域包括支援センター相談員、女性相談支援員、医療機関職員、児童相談所児童福祉司、こども家庭相談室相談員 など

6

関係機関の"支援の糸"を「のばす」

私たちの支援は、ヤングケアラーだけでなく家族全体が"まるごと幸せ"になれる支援策が理想です。一方的な支援の押し付けに陥らないよう、当事者と一緒に考えて、その家庭が主体的に支援策を選択し、納得して利用できるような意思決定のお手伝いを心掛けたいものです。

そのためには、当事者の方々が、いつでも手を伸ばせば、支援につながるように、関係機関はそれぞれの「支援の糸」を常にその家庭へ伸ばしておくことが、ヤングケアラーへの支援のあり方では重要であるといえます。

No.	どんなニーズ?	利用できるサービス・相談窓口	担当機関
1	ヤングケアラー	ケアラーの居場所づくり	子育て相談課
	本人の息抜き	ケア対象者の短期入所サービス	介護保険課
		※ケア対象者が①高齢者、②障がい児者、	障がい福祉課
		③乳幼児	保育•幼稚園課
		本人のショートステイ	厚木児童相談所
2	ヤングケアラー	ピアサポート事業	子育て相談課
	本人や家族が当	※当事者による相談	
	事者同士でつな	家族会	障がい福祉課
	がりたい	※障がい者、高齢者などの家族	
3	ヤングケアラー	養護教諭	学校(小・中・高)
	本人の心身の	スクールカウンセラー	教育支援課
	ケア	スクールソーシャルワーカー	
		こども家庭相談室	子育て相談課
		医療機関(受診の支援)	
4	ヤングケアラー	養育支援訪問サービス	子育て相談課
	が幼い弟妹の世	子育て世帯訪問サービス	子育て相談課
	話をしている	ファミリー・サポート・センター	子育て相談課
		保育園の一時保育	保育•幼稚園課
		一時保護	厚木児童相談所
5	日常生活の支援	ファミリー・サポート・センター	子育て相談課
		※ひとり親家庭の半額助成制度あり	
		フードバンクえびな	福祉政策課
		ベビーシッター ※民間事業者	子育て相談課
		ワーカーズコレクティブ・ポケットなど	(情報提供等支援)

No.	どんなニーズ?	利用できるサービス・相談窓口	担当機関
6	学習支援	ライフ・スタディ・サポート	学び支援課
		※生活困窮世帯の学習支援	
		①一般社団法人 LIGHT HOUSE(海老名・	
		大谷 中学校区)	
		②Sun(今泉・柏ケ谷 中学校区)	
		③まほう堂(有馬中学校区)	
		④学習支援ボランティア「わいわい」(海西・	
		今泉 中学校区)	
		えびなえんぴつの会(自主夜間中学)	教育支援課
7	ケアの対象者が	介護保険サービスの利用を調整	地域包括支援センター
	高齢者の場合	※利用相談	介護事業所(ケアマネ)
			介護保険課
8	ケアの対象者が	障がい児・者支援サービスの利用を調整	障がい福祉課
	障がい児・者の	※居宅介護、短期入所、通院等介助、	障がい者相談支援
	場合	移動支援、日中一時支援、児童発達支援、	事業所
		放課後デイサービス	海老名市障がい者サ
		みんなのこころの相談窓口	ポートセンター
9	ケアの対象者が	えびな在宅医療相談室	地域包括ケア推進課
	医療的ケアを必	訪問看護(障がい児者、難病、癌など)	障がい福祉課
	要とする場合		子育て相談課
			健康推進課
		自立支援医療(精神障がい)	障がい福祉課
10	経済的支援	生活保護	生活支援課
	(生活困窮)	生活困窮者自立支援制度(経済、住居確保)	生活支援課
		生活資金貸付	社会福祉協議会
		スクール・ライフ・サポート	就学支援課
		各種奨学金制度	就学支援課
		障害年金	国保医療課
11	コミュニケーシ	手話通訳	障がい福祉課
	ョン支援	ヤングケアラー通訳支援事業	MIC かながわ事務局
			(神奈川県委託事業)
12	ヤングケアラー	児童一時入所	厚木児童相談所
	本人が家庭から	里親	厚木児童相談所
	離れたい	母子生活支援施設入所	市民相談課

※上記の表は、令和3年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」における報告書「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」を参考にし、海老名市の実情に合わせて作成しました。

7

子どものSOSを「受けとめる」

大人たちによる発見から支援までのながれとともに、ヤングケアラーである子ども自身がSOSを発するための、相談体制を整備することはとても重要です。

こうした相談窓口の利用を促進するためには、子どもたちに「ヤングケアラー」そのものへの理解を深め、「"いつでも"、"なんでも"相談していいんだよ。」ということを、繰り返し伝え続ける周知啓発活動が重要となります。

7-1 海老名市独自のヤングケアラー相談窓口[参照:資料編8-2]

海老名市では、令和5年10月からヤングケアラーに特化したLINE相談窓口「海老名市ヤングケアラーほっとLINE」を開設しました。

ヤングケアラーの体験談や"つぶやき"などを紹介することで、子どもたちが「自分ももしかしたら…」といった気づきを促し、自分と同じ境遇の人がいることを知ることで、孤独感の軽減が図られます。

その先の相談につながることができれば、元ヤングケアラーである 相談員たちが、子どもの気持ちに共感し寄り添いながら支援します。

7-2 相談窓口一覧

ヤングケアラー相談窓口			
名 称	連絡先 など	備考	
海老名市ヤングケアラ ーほっと LINE	LINEID: @ebina_yc_hotline 相談窓口: 10:00~19:00 LINE 受付: (毎日) 24 時間 土日祝日・12/31~1/3 除く		
文部科学省 24 時間 子ども SOS ダイヤル	TEL: 0120-0-78310 受付時間: (毎日) 24 時間		
かながわヤングケアラ ー等相談 LINE	LINEID: @kana-youngcarer 受付時間:(月)•(火)•(木)•(土) 14:00~21:00		

ヤングケアラー相談窓口					
名 称	連絡先 など	備考			
かながわ子ども家庭 110番	TEL: 0466-84-7000 受付時間: (毎日) 9:00~20:00 LINEID:@kana-kodomo110				
	受付時間:(月)~(土) 9:00~21:00	□ &52×3006			
児童相談所相談専用 ダイヤル	TEL: 0120-189-783 受付時間: (毎日) 24時間				
人権・子どもホット ライン子ども専用電話	TEL: 0466-84-1616 受付時間: 毎日 9:00~20:00				
海老名市 こども家庭相談室	TEL: 046-235-4825 受付時間: (月)~(金) 8:30~17:15	18 歳までのお子 さんとその家族の 相談全般			
えびりーぶ (子ども相談専用 ダイヤル)	TEL: 046-234-8762 受付時間: (平日) 9:00~16:30 (土曜) 9:00~12:00	20 歳までのお子 さんを対象にした 心理士による相談			
障がい児・者のための 「みんなの心の相談」 くらしの相談(予約制)	TEL:046-244-3950 受付時間:(月)~(金) 8:30~17:15	対象は障がい児者 と家族 困っていること、 悩み全般対応			
えびな在宅医療相談室	TEL: 046-231-8650 受付時間:(月)~(金) 9:00~17:00	在宅医療や介護に 関する相談			

8 資料編

- 8-1「ヤングケアラー支援対応フロー」(気づきシート)
- 8-2 「海老名市ヤングケアラーほっと LINE」リーフレット
- 8-3 「えびなのこどもたちへ」(海老名市教育委員会リーフレット)
- 8-4「海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会」

R5:10 複単名作びンクケアロ 攻指対記等等の 幸福

8-1 「ヤングケアラー支援対応フロー」(気づきシート)

○ 教育支援センターとこども豪逸相談軍で台板に登録した 児童の関係や支援が針、サービス等人を「ヤングオフラー 支援がの運動を作業部会」において確認し、最終的に正式 登録をします。 ○ この合概に登録された「産金なな要院は「ヤングケアラー」 として支援でサービス導入が可能となります。 ○ 具体的な支援につかから関係関係により検討します。 「おいグケアラー整理が応避路会社を登録します。 「オングケアラーを関係関係とは受替します。 「オングケアラーを関係関係とは受替します。 「ヤングケアラー支援が応避路会社表系を発展しては、専門。 ○ マングケアラー支援が応避路会社表系を注目では、専門。 ○ マングケアラー支援が応避路会社表系を注目では、専門。 ・支援方針確認 (支援方法・サービス導入) ・関係機関による支援会議 3:多機関連携による支援 ・ヤングシアレーの刺激 ・支援体制のあり方検討 ・登録児童の状況補認 ○3か月おきに記案 必要な支援策権制 検討を行い、ヤングケ について検討します。 2) 個別技術化業 ·事例報告 1 学校規格で気がかりな子どもは、教育支援センターへ連絡する。1 学校以外の関係機関や地域で気がかりな子どもを発見した場合 様子や美値や生活の状況などの調査を行うた、ヤンガケアラー支援 管理台域(体)を作成します。 り製育支援センダー、ことも美価品達では、作成した管理台域 (板)をもとに、支援組基金銀にて支援が対の機器を行い、 「ヤンガケアラー支援管理台側」に登録します。 ○数商支援センター、こども家庭相談室では家庭環境や学校での 多機関連携へ 子育で相談課 (こども家庭相談室) ・計235年 支援の進捗状況進行管理・ 情報交換 代理台環(Sz)の作政 教育支援センター - 管理合徒(仮)の作成 (支援担当者会議) ◇新規は協語開催 ・管理台帳の作成 支援方針の確認 2:発見・相談 (支援の入口) は、こども家庭相談室へ連絡する。 ・計画製料 今隔月で開発 報義を 日本語が不自由 幼い兄弟が多い 解放物に難しい 所述知に難しい は対解の能力・ は可能力が続い が発生型や棒袋 子舗な 形容を握・技 たの舌 (回路の参議) (回路の参議) (正統) (大規 (大規 (大規 (大利 (本)) (在) (在) (本) (在) (在) (在) (本) 景學構成 ヤングケアラーの存在に気付くためにまず必要なことは、様々な機関・急暑の担当者が、「ヤングケアラーが ヤングケアラーで はない (でも気がかり) ロ 不順 (でも気がかり) ケアする家株 15351 213 いるかもしれない」ということを繋に着繊して日々の楽感にあたることです。 ヤングケアラーと気づくなっかけを分野ごとに求とめましたので参考にしてください。 家庭の様子を把握している関係機関は、その状況も確認して報告してください。 単一部級がお子についた。 「中華におり、日本のできた。」 「一丁・中に発展の大学大学がある。」 「一丁・中に発展の大学大学がある。」 「一年に発展の大学大学がある。」 「一年におりませんのかない。「「一年におりから、「流れがわ、」 「一年にのからからない。」 「一年にのからからない。」 「一年にのからからない。」 「一年には、「一年におり、「一年におり、「一年におり、」。」 「一年には、「一年におり、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、」。」 「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、「一年には、」。」 「一年には、「一年に 巻い日本では南北記名を自由りの出版としている。 落象者に作って、開来の選条を引きている。 高報者に行って、指導を必要事業のとの記入を行っている。 A製造に行って、指導を必要を調整のとの記入を行っている。 AMPので、上されるが行いている姿をよく見かける。 Dとり継承権である。 ・ 神器に 最初的なの子を出ります。 ・ 神器に 現代 の子の できます。 「大の光素に代わって、 神楽だりの語彙を出っている。 「一 本の下でしている。本書に「四十二、いる。 「一 本の下でしている。本書に「四十二、い。」 「一 本の下でしている。本書に「四十二」。 「一 本の下でしている。本書に「四十二」。 「一 本の下でしている。本書に「四十二」。 「一 本の下では、「一 本の下です。」。 「一 本の下です。」。 「 本の下です。 学校に作っている人名科尼に向中で思かける。 子どもだけで食杯の買い出しをしているのをよく見かける。 ひとり観楽館である。 原接が組れてきた。 高学に共作していてです。 野野に行っている人等時間に対する表別を行る。 集中の落場の小型をしている後を見かけたことがある。 大事の落着の小型をしている後を見かけたことがある。 大連を踏んでいる後を見かけたことがある。 本人との職業に共国機合をようたが決策が多い。 「国場の中間とから、 「国場の中間とから、 「国場の中間とから、 「国場の中間とから、 「国場の中間とから、 「国場の中間とから、 「日本によるのから、 「日本によるのが、 「日本によるのが、 「日本によって、 「日本によって 「日本に な 験様のケアの負担を好えている。 な 株米、 酸酸に対する不安を含みを口口している。 な 原華・は様から植物があった。 な 原華・は様から植物があった。 な 以種に比べる多がなんでいる。 (上述後編集) (国際憲文器 (日)2人)中部次議 (中部次議 (中部次議 を内井保証 ケレンナンマー 芸具の治女指力ンケー ※無事法機併は、 と対象を表する。 を対象を表する。 社会指导部署中 第二十二元并基础 研究图 图案件页 医整张四 器四者指 在不開俸但就是 整田·田林 網灣 推定指 建設計 豐井 与 华军 06 AT ≥ 104 **5 3** 丰樹 作品・除がい・生活支援

気づきシー

ヤングケアラー

8-2 「海老名市ヤングケアラーほっとLINE」リーフレット



?「海老名市ヤングケアラーほっとLINE」って

どんをところ?

こんにちは! 今日はどうしましたか?







こんにちは! ここではどんな相談ができますか?

海老名市ヤングケアラーほっとLINEでは、 ヤングケアラーの皆さんからの相談をもとに 元ヤングケアラーの先輩がチャットでお答えしています!





どんなことを話せますか?

日々の不安や愚痴など、 どんなことでも気軽に話しかけてください! ヤングケアラー向けのお役立ち情報なども配信しています。



こんなことが 相談できるよ!

家族の お世話の悩み 誰にも 話せない 家庭のこと 家族の お世話による 友達との悩み

将来の悩み

進学や就職 に関する悩み

お友だち登録は右のQRコードから!



お問合せ

保健福祉部 子育て相談課 こども家庭相談室 TEL:046-235-4825 海老名市教育委員会 教育支援課 教育支援センター TEL:046-234-8764



8-3 「えびなのこどもたちへ」(海老名市教育委員会リーフレット)



* DATE OF STREET

子どもの権利条約の第28条に 「教育を受ける権利」があります。 みんなが学ぶことのできる環境を、 大人たちはつくらなければなりません。





* POSTERIA

いつも年齢以上の役割をしてくれてありがとう。

しんどい、困った、わからない、もうイヤ…

って気持ちになっていませんか?

そういう気持ちになることは当たい前なんです。

大人の役割を引き受けることは大変です。

難しいと思うけど、あなたの「しんどい」を大人に渡してください。

大人の力を使ってください。

子とも時間はあなたのものです。

自分のために使ってください

(サイト「子ども情報ステーション by ぷるすあるは」より引用)



・えびリーぶ(子ども相談専用タイヤル)

TEL:046-234-8762

受付時間:9:00~16:30(平日)

9:00~12:00(土曜日)

·児童相談所

TEL:0570-783-189(なやみいちはやく)

受付時間:每日24時間受付



LINE で相談 できます。

· 文部科学省24時間子ども SOS ダイヤル

TEL:0120-0-78310(なやみいおう)

受付時間:每日24時間受付

・人権・子どもホットライン子ども専用電話

TEL:0466-84-1616

受付時間:每日9:00~20:00



8-4 「海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会」

海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげることで、本来、児童が等しく持つ子どもらしく生きる権利の回復を目指し、海老名市要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)との連携のもと、福祉サービスをはじめとした社会資源の包括的な調整を行う関係機関の連携体制の構築を図るため、海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会(以下「連絡会」という。)を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で規定するヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定される家 事や家族の世話などを日常的に行っている18歳以下の子どもであって、当人の健 やかな成長、発達や学習、自立などに支障が生じている者とする。

(所掌事項)

- 第3条 連絡会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 要対協との連携

支援の必要な児童については、市の要対協において要支援児童として受理 し、当該家庭にかかわる機関が参画して個別サポートチームを組織し、共通 認識のもと、協力して支援にあたるものとする。

(2) 本市のヤングケアラーの実態把握に関する協議

潜在的な当事者を把握するため、生活困窮者支援、地域、介護、障がい福祉関係、学校等教育関係諸機関への調査を実施するにあたり、調査の範囲や調査項目等について検討する。

(3) 関係機関による支援ネットワークの構築等に向けた協議

支援の要否を判断する「海老名市版アセスメントシート」の検討、関係機関 担当者によるヤングケアラーの発見から、支援調整につなぐまでの流れな ど、早期の発見から支援までの円滑な連携の在り方について検討する。

(4) 支援対象児童等への対応事例報告及び協議

要対協による支援経過を情報共有し、様々な事例の評価検証を行うことでより効果的な支援について検討を行うものとする。

(5) 関係機関及び市民への周知啓発事業の実施 ヤングケアラーに関する理解を深めるための研修会や、一般市民に向けた 周知啓発事業を実施する。

(6) その他必要な事項

(組織)

- 第4条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は別表に掲げる構成員をもって組織する。
- 3 会長は、委員の中から子育て相談課長をもって充てる。
- 4 副会長は、委員の中から教育支援担当課長をもって充てる。
- 5 会長は連絡会を統括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 会長は、必要と認めるときは、連絡会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(会議)

第5条 連絡会は会長が招集する。また、連絡会は、必要に応じてその構成員の一部 をもって開催することができる。

(作業部会)

- 第6条 連絡会に、その所掌事務の細部にわたる事項について検討及び作業を行うため、作業部会を設置する。
- 2 作業部会は次の者をもって構成する。
- (1) 委員の所属する課等の職員の中から委員が指名する者

- (2) 作業部会は、必要に応じてその構成員の一部を以て開催することができる。 (秘密の保持)
- 第7条 連絡会及び作業部会の構成員は、職務上知り得た個人の情報について、他に 漏らしてはならない。当該構成員を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第8条 連絡会の事務局は、子育て相談課におき、連絡会及び作業部会の庶務は当該 事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

連絡会構成員

	福祉政策課長 生活支援課長 障がい福祉課長
委 員	地域包括ケア推進課長 介護保険課長 子育て相談課長
	教育支援担当課長 学び支援課長 社会福祉協議会

<改訂履歴>

改訂時期	改訂内容
令和5年10月	初版
令和7年 4月	令和6年6月の『子ども・若者育成支援推進法』の改正
	の中でヤングケアラーの定義が示されたことを受け、ヤン
	グケアラーの定義に関する文言を修正。(1P)
	関係機関の"支援の糸"を「のばす」のページについ
	て、所管施設名、文言等について作業部会メンバーから修
	正意見あり、修正。(15P)

海老名市ヤングケアラー支援対応ガイドライン

~大切な人のために頑張っている子どもたちにわたしたちができること~

令和7年4月発行

製 作 海老名市ヤングケアラー支援対応連絡会

事務局 海老名市保健福祉部子育て相談課